○環境省告示第三十二号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和八年六月三十日

環境大臣　石原　宏高

環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整備に関する告示

（風景地保護協定に関する件等の一部改正）

第一条　次に掲げる告示の規定中「九州地方環境事務所」を「九州環境局」に改める。

一　風景地保護協定に関する件（平成十六年環境省告示第二十九号）五

二　風景地保護協定の認可の申請に関する件（平成二十一年環境省告示第三十五号）五

三　風景地保護協定の認可に関する件（平成二十一年環境省告示第六十七号）五

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める環境大臣の権限又は事務の委任に関する件の一部改正）

第二条　行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める環境大臣の権限又は事務の委任に関する件（平成十八年環境省告示第七十号）の一部を次のように改正する。

一の表の上欄中「地方環境事務所」を「地方環境局」に、同表の下欄中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

（吉野熊野国立公園西大台利用調整地区について環境大臣が定める利用者の人数の範囲を定める件の一部改正）

第三条　吉野熊野国立公園西大台利用調整地区について環境大臣が定める利用者の人数の範囲を定める件（平成十九年環境省告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

一中「近畿地方環境事務所長」を「近畿環境局長」に改める。

（吉野熊野国立公園西大台利用調整地区について環境大臣が定める注意事項を定める件の一部改正）

第四条　吉野熊野国立公園西大台利用調整地区について環境大臣が定める注意事項を定める件（平成十九年環境省告示第三十九号）の一部を次のように改正する。

五中「近畿地方環境事務所」を「近畿環境局」に改める。

（知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める注意事項を定める件の一部改正）

第五条　知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める注意事項を定める件（平成二十二年環境省告示第六十二号）の一部を次のように改正する。

一中「北海道地方環境事務所」を「北海道環境局」に、七中「北海道地方環境事務所長」を「北海道環境局長」に改める。

（個人情報の保護に関する法律に定める環境大臣の権限又は事務の委任に関する件の一部改正）

第六条　個人情報の保護に関する法律に定める環境大臣の権限又は事務の委任に関する件（令和四年環境省告示第四十八号）の一部を次のように改正する。

一の表の上欄中「地方環境事務所」を「地方環境局」に、同表の下欄中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附　則

この告示は、令和八年七月一日から施行する。